



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*10 和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (総務学事課)

○ 告示

- 240 新たに生じた土地の確認の届出 (市町村課)
- 241 新たに生じた字の区域の届出 (")
- 242 字の区域の変更 (")
- 243 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 244 " (")
- 245 " (")
- 246 " (")
- 247 " (")
- 248 " (")
- 249 " (")
- 250 " (")
- 251 平成18年度製菓衛生師試験の実施 (生活衛生課)
- 252 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
- 253 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")
- 254 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 255 大規模小売店舗立地法による打田町から聴取した意見の概要 (")
- 256 大規模小売店舗立地法による吉備町から聴取した意見の概要 (")
- 257 大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要 (")
- 258 " (")
- 259 保安林予定森林 (森林整備課)
- 260 道路の区域変更 (道路保全課)
- 261 新道路の供用開始等 (")
- 262 道路の区域変更 (")
- 263 新道路の供用開始等 (")
- 264 道路の区域変更 (")
- 265 新道路の供用開始等 (")
- 266 道路の区域変更 (")
- 267 新道路の供用開始等 (")
- 268 道路の区域変更 (")
- 269 新道路の供用開始等 (")

- 270 道路の区域変更 (")
- 271 新道路の供用開始等 (")
- 272 都市計画事業の事業計画の変更認可 (道路建設課)
- 273 " (")

○ 公告

争議行為の公表 (労働企画課)

規 則

和歌山県規則第10号

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県個人情報保護条例施行規則(平成15年和歌山県規則第90号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第7条の2 条例第22条の3第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記第9号様式の2)により行うものとする。

第9条第3項第3号本文中「除く。」の次に「以下この号において同じ。」を加える。

第14条の次に次の1条を加える。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第14条の2 条例第32条の3第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(別記第16号様式の2)により行うものとする。

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 9 号様式の 2 (第 7 条の 2 関係)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 年 月 号 日

開示請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次のとおり移送しましたので、和歌山県個人情報保護条例第 22 条の 3 第 1 項の規定により通知します。

保有個人情報開示請求書 に記載された保有個人 情報 の 内 容 (等)	
移 送 年 月 日	年 月 日
移 送 先 の 実 施 機 関	実施機関名： (連絡先) 担当所属名： 担 当 者 名： 所 在 地： 電 話 番 号：
移 送 の 理 由	
担 当 課 室 等	班 (係) 電話番号 () - 内 線

注 この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

別記第16号様式の次に次の1様式を加える。

別記第16号様式の2(第14条の2関係)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 号 日

訂正請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次のとおり移送しましたので、和歌山県個人情報保護条例第32条の3第1項の規定により通知します。

保有個人情報訂正請求書に記載された保有個人情報の内容(等)	
移 送 年 月 日	年 月 日
移送先の実施機関	実施機関名： (連絡先) 担当所属名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移 送 の 理 由	
担 当 課 室 等	班(係) 電話番号() - 内線

注 この訂正請求に係る訂正決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第240号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定に基づき、すさみ町長から次のとおり新たに生じた土地の確認をした旨の届出があった。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県西牟婁郡すさみ町大字江住字法師538番地の地先公有水面埋立地1,062.58平方メートル

和歌山県告示第241号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、すさみ町長から次のとおり字の区域を定めたこ

とについての届出があった。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県西牟婁郡すさみ町大字江住字法師538番地の地先公有水面埋立地1,062.58平方メートルを和歌山県西牟婁郡すさみ町大字江住字法師に編入する。

和歌山県告示第242号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、印南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 大字宮ノ前字五反長に編入する区域

大 字	字	地 番
宮ノ前	津呂	1-1、1-3、2-1、2-3、3、4、5-1、6、8、9、10、12及び水路の全部、1-4及び11の一部
	三反長	29、30、32及び33の一部
	團栗	84-2、97、98-3及び100-5の一部
	二反長	195及び195-2の一部

地番については、平成17年5月23日現在の地番である。

2 大字宮ノ前字三反長に編入する区域

大 字	字	地 番
宮ノ前	穀地	54、55、58及び78-3の全部 54-2、56、57、59、70-1、72、73、75及び78-4の一部
	團栗	83、83-2及び84-2の一部
	椿坪	126、128、129-1、132-1及び132-2の一部
	口合坪	173-3、175-1、176-1、177-1、178、179、180、181-5及び182-7の全部 181-1、184-6及び184-7の一部
	二反長	185-1及び189-2の一部

地番については、平成17年5月23日現在の地番である。

3 大字宮ノ前字團栗に編入する区域

大 字	字	地 番
宮ノ前	津呂	1-4及び11の一部
	五反長	26-2、27-1、27-4及び28の一部
	三反長	35及び36の全部 29、30、32、33、34、34-2、37、38-1、38-2及び44-2の一部
	穀地	56、57、59、61、62、63及び65の一部
	荒堀り	105及び120の一部
	二反長	195及び195-2の一部

地番については、平成17年5月23日現在の地番である。

4 大字宮ノ前字荒堀りに編入する区域

大 字	字	地 番
宮ノ前	穀地	67、78、79-1、79-2、79-3及び水路の全部 57、59、61、62、63、65、70-1、72、73、76、77及び78-4の一部
	團栗	80、80-2、100-6、102-1、103及び104の一部
	椿坪	137-3の一部

地番については、平成17年5月23日現在の地番である。

5 大字宮ノ前字椿坪に編入する区域

大字	字	地番
宮ノ前	穀地	54-2、59、72、73、75、76、77及び78-4の一部
	荒堀り	113-1の全部 114、115及び123の一部
	神田	道路の全部

地番については、平成17年5月23日現在の地番である。

6 大字宮ノ前字二反長に編入する区域

大字	字	地番
宮ノ前	五反長	23-3、24-1、24-5、25-1、26、26-2及び27-1の一部
	三反長	40及び42の全部 34、34-2、37、38-1、38-2、43及び43-2の一部
	口合坪	181-1、184-6、184-7の一部

地番については、平成17年5月23日現在の地番である。

和歌山県告示第243号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

2 調査を行った時期

平成16年5月20日から平成18年1月10日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区

5 認証年月日

平成18年2月27日

3 成果の名称

和歌山県田辺市龍神村柳瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市龍神村柳瀬の一部地区

5 認証年月日

平成18年2月27日

和歌山県告示第245号

和歌山県田辺市中辺路町川合の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成16年5月19日から平成18年1月13日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市中辺路町川合の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市中辺路町川合の一部地区

5 認証年月日

平成18年2月27日

和歌山県告示第244号

和歌山県田辺市龍神村柳瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成16年4月16日から平成17年12月14日まで

和歌山県告示第246号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180

号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
平成16年5月19日から平成17年12月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年2月27日

和歌山県告示第247号

和歌山県田辺市龍神村福井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成16年4月16日から平成17年12月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村福井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村福井の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年2月27日

和歌山県告示第248号

和歌山県那賀郡岩出町大字相谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県那賀郡岩出町

- 2 調査を行った時期
平成15年5月7日から平成17年12月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県那賀郡岩出町大字相谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県那賀郡岩出町大字相谷の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年2月27日

和歌山県告示第249号

和歌山県田辺市本宮町静川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成15年4月21日から平成18年1月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町静川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町静川の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年2月27日

和歌山県告示第250号

和歌山県田辺市本宮町三越の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成15年4月21日から平成18年1月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町三越の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県田辺市本宮町三越の一部地区

5 認証年月日
平成18年2月27日

和歌山県告示第251号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、平成18年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 試験日時
平成18年6月5日（月）午後2時から午後4時20分まで
- 2 試験場所
和歌山市北出島1丁目5番47号
和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）
- 3 試験科目
衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び製菓実技の筆記試験
- 4 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間
平成18年4月17日（月）から平成18年4月24日（月）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 提出先
和歌山市居住者又は県外居住者にあつては、和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課（和歌山市小松原通一丁目1番地）に、その他の地域の居住者にあつては、住所を管轄する県立保健所（支所を含む。以下同じ。）に提出すること。

なお、郵送による場合は、平成18年4月24日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

- 5 製菓衛生師試験手数料
9,400円（和歌山県証紙を受験願書にはり付けること。）
- 6 受験願書及び菓子製造業従事証明書の用紙の配布
和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課又は各県立保健所で配布する。

- 7 合格発表
(1) 発表期間
平成18年6月19日（月）から平成18年7月3日（月）までの午前9時から午後5時30分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

- (2) 発表場所
和歌山県庁東別館掲示板及び各県立保健所掲示板
- (3) その他
和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>)においても発表する。

- 8 得点の開示
個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り開示する。

- (1) 期間
平成18年6月19日（月）から平成18年7月19日（水）までの午前9時から午前5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- (2) 場所
和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課及び各県立保健所

- (3) 持参物
運転免許証等本人であることを確認できる書類並びに受験票又は合格した者は合格証書

- 9 その他
受験手続等について不明の点は、和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課（電話 073-441-2624又は2620）又は最寄りの県立保健所に問い合わせること。

和歌山県告示第252号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定事業者番号	氏名 （法人の場合にあつては、申請者の名称）	住所 （法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地）	法人の場合にあつては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3070105246	有限会社瀧谷	和歌山市東高松1丁目3-4	瀧谷洋	つくし介護センター	和歌山市東高松1丁目3-4	訪問介護	平成18.3.1

3070105253	有限会社宇須総合治療院	和歌山市松江北7丁目7-14	宇須章生	ヘルパーステーションうず	和歌山市南出島74-7 プチハ99A101号室	訪問介護	平成18.3.1
3070105261	有限会社ハートフルコーポレーション	和歌山市鳴神549-3	妙中真弓	ヘルパーステーションハートフル	和歌山市鳴神549-3	訪問介護	平成18.3.1
3070105279	有限会社ハートフルコーポレーション	和歌山市鳴神549-3	妙中真弓	和佐ヘルパーステーションふれあい	和歌山市禰宜66	訪問介護	平成18.3.1
3070105287	社会福祉法人喜成会	和歌山市北野128	向井高明	宅老所「かわながの家」	和歌山市島26-118	通所介護	平成18.3.1
3070105295	有限会社きのしたメディカルサービス	和歌山市禰宜972-1	木下万由美	グループホームかがやき	和歌山市禰宜920-1	認知症対応型共同生活介護	平成18.3.1
3071400596	有限会社こころ	海南市下津町大崎839-3	武田美智子	訪問介護サービス・こころ	海南市下津町塩津580	訪問介護	平成18.3.1
3070105220	有限会社きのしたメディカルサービス	和歌山市禰宜972-1	木下万由美	デイサービスかがやき	和歌山市禰宜920-1	通所介護	平成18.3.1
3070105303	有限会社ふれあい山舎	和歌山市中之島925-1	泉都世子	デイサービスふれあい	和歌山市中之島921	通所介護	平成18.3.1
3071400588	社会福祉法人和生福会	海南市船尾115-59	村田静弘	介護老人福祉施設緑風苑	海南市孟子字波免709-1	短期入所生活介護	平成18.3.1
3072200599	有限会社デイサービスハウスオレンジ	田辺市稲成町64-2	恵中一雄	デイサービスハウスオレンジ	田辺市稲成町64-2	通所介護	平成18.3.1
3072500501	有限会社ケアコーディネートうさがわ	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井139-2	宇佐川益美	通所介護事業所はるかぜ	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井271	通所介護	平成18.3.1
3071700045	有限会社ゼネラルサポート	大阪府吹田市山田東4丁目16-6	松本淳	龍門山温泉デイサービスセンター	紀の川市荒見645-1	通所介護	平成18.3.1
3071600658	有限会社エムサービス	有田郡湯浅町大字湯浅2166-5	三木英世	有限会社エムサービス	有田郡湯浅町大字湯浅2166-5	福祉用具貸与	平成18.3.1

和歌山県告示第253号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3070105238	有限会社ハートフルコーポレーション	和歌山市鳴神549-3	妙中真弓	和佐居宅介護支援センターふれあい	和歌山市禰宜66	居宅介護支援	平成18.3.1
3072200573	田辺青果急送有限公司	田辺市稲成町313-1	森村洋子	ケアサポートセンター色えんびつ	田辺市新庄町2289-19	居宅介護支援	平成18.3.1

3072200581	社会福祉法人紀成福祉会	田辺市鮎川字向越1313	笠原達司	ケアプランセンター 一龍トピア	田辺市龍神村 柳瀬字芝崎530	居宅介護支援	平成 18.3.1
------------	-------------	--------------	------	--------------------	--------------------	--------	--------------

和歌山県告示第254号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オー・ストリート和歌山北バイパス店
和歌山市平井154
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年3月10日から平成18年4月10日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ有田川店
和歌山県有田郡有田川町天満池ノ内407の1番地
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
有田振興局県民行政部地域行政課(和歌山県有田郡湯浅町湯浅2355-1)
有田川町産業課(和歌山県有田郡有田川町金屋3)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年3月10日から平成18年4月10日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第255号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により打田町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オー・ストリート紀の川井阪店
和歌山県紀の川市下井阪597
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)
紀の川市商工観光課(和歌山県紀の川市粉河412)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年3月10日から平成18年4月10日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第257号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ貴志川店
和歌山県紀の川市貴志川町神戸205-1
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)
紀の川市商工観光課(和歌山県紀の川市粉河412)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年3月10日から平成18年4月10日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第256号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により吉備町から聴取した意見の概要について、

和歌山県告示第258号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ粉河店
和歌山県紀の川市粉河762
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)
紀の川市商工観光課(和歌山県紀の川市粉河412)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年3月10日から平成18年4月10日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第259号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町洞尾字本谷276
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第260号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 高野天川線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡高野町大字南字瀧ノ尾264番10地内から同町大字南字瀧ノ尾264番14地内まで	旧	3.80 } 5.40	28.00	
同上	新	7.50 } 16.00	28.00	

和歌山県告示第261号

平成18年和歌山県告示第260号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年3月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第262号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 高野天川線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡高野町大字南字瀧ノ尾264番10地内から同町大字南字瀧ノ尾264番10地内まで	旧	4.40 } 4.60	20.00	
同上	新	7.00 } 9.60	20.00	

和歌山県告示第263号

平成18年和歌山県告示第262号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年3月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第264号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷地の員	延 長	備 考
		メートル		
日高郡日高川町大字山野字分木前21番1地先から同町大字山野字東畑343番1地先まで	旧	6.30	165.00	
		9.10		
同上	新	7.70	165.00	
		11.50		

和歌山県告示第265号

平成18年和歌山県告示第264号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年3月23日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第266号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 橋本五條線

区 間	新旧の別	敷地の員	延 長	備 考
		メートル		
橋本市大字恋野字放生池2448番1地先から同市大字恋野字放生池2449番1地先まで	旧	7.60	80.00	
		16.10		
同上	新	9.80	80.00	
		16.10		

和歌山県告示第267号

平成18年和歌山県告示第266号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第268号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 宿九度山線

区 間	新旧の別	敷地の員	延 長	備 考
		メートル		
伊都郡九度山町大字丹生川字玉172番3地先から同町大字丹生川字玉160番3地先まで	旧	5.00	65.00	
		6.70		
同上	新	5.50	65.00	
		10.60		

和歌山県告示第269号

平成18年和歌山県告示第268号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第270号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市大字清水字石井512番1地先から同市大字清水字中栄161番1地先まで	旧	10.00 } 10.50	197.00	
同上	新	11.25 } 16.50	197.00	

和歌山県告示第271号

平成18年和歌山県告示第270号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月9日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第272号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の許可をしたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 施行者の名称
新宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成12年和歌山県告示第275号新宮都市計画道路事業3・5・10号上本町磐盾線
- 3 事業施行期間
平成12年3月21日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 変更なし

和歌山県告示第273号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の許可をしたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 施行者の名称
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

平成12年和歌山県告示第212号和歌山都市計画道路事業

- 3・2・5号松島本渡線
- 3 事業施行期間
平成12年3月10日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 変更なし

公 告

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成18年2月28日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成18年3月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成18年3月16日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。